

第5部

条例・施行規則等

第5部 条例・施行規則等

I 徳島県生活環境保全条例及び同施行規則（抜粋）

徳島県生活環境保全条例 (平成17年徳島県条例第24号)	徳島県生活環境保全条例施行規則 (平成17年徳島県規則第30号)
<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 生活環境の保全に関する規制等 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 大気汚染に関する規制 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 ばい煙に関する規制（第5条—第18条） 第2款 粉じんに関する規制（第19条—第23条） 第2節 騒音に関する規制 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 通則（第24条） 第2款 騒音発生工場等に関する規制（第25条—第34条） 第3款 特定建設作業に関する規制（第35条—第36条） 第3節 水質汚濁に関する規制（第37条—第48条） 第4節 土壌及び地下水汚染に関する規制（第49条—第56条） 第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全（第57条—第80条） 第6節 地下水の採取の適正化（第81条—第92条） 第7節 指定化学物質の適正な管理（第93条—第94条） 第3章 生活環境への負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 環境配慮の推進（第95条—第97条） 第2節 削除 第3節 自動車の使用における配慮（第101条—第105条） 第4節 資源の循環的利用等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 循環型社会の形成（第106条—第109条） 第2款 家電リサイクルの推進（第110条—第113条） 第5節 生活排水対策（第114条—第117条） 第6節 生活環境の静穏の保持（第118条—第120条） 第4章 環境美化等 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 環境美化の促進（第121条—第126条） 第2節 放置自動車の撤去の推進（第127条—第136条） 第5章 生活環境の保全に係るその他の措置（第137条—第140条） 第6章 雑則（第141条—第144条） 第7章 罰則（第145条—第155条） 附則 	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 生活環境の保全に関する規制等 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 大気汚染に関する規制 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 ばい煙に関する規制（第5条—第11条） 第2款 粉じんに関する規制（第12条・第13条） 第2節 騒音に関する規制 <ul style="list-style-type: none"> 第1款 騒音発生工場等に関する規制（第14条—第20条） 第2款 特定建設作業に関する規制（第21条） 第3節 水質汚濁に関する規制（第22条—第27条） 第4節 土壌及び地下水汚染に関する規制（第28条—第34条） 第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全（第35条—第53条） 第6節 地下水の採取の適正化（第54条—第63条） 第7節 指定化学物質の適正な管理（第64条） 第3章 生活環境への負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 削除 第2節 生活環境の静穏の保持（第67条） 第4章 放置自動車の撤去の推進（第68条—第75条） 第5章 雑則（第76条—第78条） 附則
<p style="text-align: center;">第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、徳島県環境基本条例（平成11年徳島県条例第11号。以下「環境基本条例」という。）の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公害 環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう</p> <p>(2) 生活環境の保全等 公害を防止する等大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。</p> <p>(3) 環境への負荷 環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。</p> <p>(4)から(13) (略)</p> <p>(14) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める行為を除く。</p> <p>(15) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(条例第2条第14号ただし書の規則で定める行為)</p> <p>第3条 条例第2条第14号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設又は区域において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた同項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた同項に規定する産業廃棄物処理施設</p> <p>(2) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした施設</p> <p>(3) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第17条に規定する汚染土壌の運搬に関する基準に従い同法第16条第1項に規定する汚染土壌を一時的に保管する施設又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた同項に規定する汚染土壌処理施設</p> <p>(5) 前項に掲げるもののほか、汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するもの</p> <p>2 前項第5号の規定による指定は、告示によって行う。</p>
<p>(県等の責務)</p> <p>第3条 県、事業者及び県民は、環境基本条例第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が適正に図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p>	
<p>(市町村との関係)</p> <p>第4条 知事は、市町村が制定した条例の規定の内容により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができるか認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定(当該目的に係る部分に限る。)を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。</p>	<p>(条例の規定を適用しない市町村等)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規定により条例の規定を適用しないこととする市町村の区域は、別表第1の上欄に掲げる市町村の区域とし、同項の規定により当該市町村の区域において適用しないこととする条例の規定は、同表の上欄に掲げる市町村の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める条例の規定とする。</p>
<p>第5条から第56条まで (略)</p>	<p>第5条から第34条まで (略)</p>
<p>第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全(事業者等の責務)</p> <p>第57条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。</p>	<p>第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全</p>
<p>(土壌基準)</p> <p>第58条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準(以下この節において「土壌基準」という。)は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。</p>	<p>(土壌基準)</p> <p>第35条 条例第58条に規定する土壌基準は、別表第5の項目の欄に掲げる項目の種類ごとに同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の土壌基準に適合しているかどうかは、別表第5の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるか認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>
<p>(水質基準)</p> <p>第59条 土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等(以下この節において「浸透水」という。)の汚濁の状態の基準(以下この節において「水質基準」という。)</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第36条 条例第59条の水質基準は、別表第6の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、土砂等の埋立</p>

<p>は、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。</p>	<p>て等の区域内の浸透水を採用し、別表第6の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>
<p>(土壌基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等) 第60条 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。 2 知事は、土砂等の埋立て等に土壌基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査その他生活環境の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(土砂等の埋立て等による崩落等の防止) 第61条 削除</p>	
<p>(特定事業の許可) 第62条 特定事業を行う者は、特定事業に供する区域（以下この節において「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる特定事業については、適用しない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（第69条第1号において「国等」という。）が行う特定事業 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業 (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業 (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの</p>	<p>(公共的団体の範囲) 第37条 条例第62条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1) 日本下水道事業団、西日本高速道路株式会社（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を営む場合に限る。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（同項各号に規定する事業を営む場合に限る。） (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人 (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人 (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合（これらの者が同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。） (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合（同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。） (9) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合（同法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。） (条例第62条第2項第4号の規則で定める行為) 第38条 条例第62条第2項第4号の規則で定める特定事業は、次に掲げる施設等（継続して使用されているものに限る。）の本来の機能を保全するために行う特定事業とする。 (1) 運動場、駐車場その他これらに類する施設 (2) 農産物の生産の用に供する農地</p>
<p>(許可申請の手続) 第63条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業区域の所在地及び面積 (3) 特定事業に供する施設の設置計画 (4) 特定事業を施工する事務所の所在地</p>	<p>(申請の書面等) 第39条 条例第63条第1項の規定による申請は、特定事業許可申請書（様式第19号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 特定事業区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図</p>

<p>(5) 特定事業の施工を管理する者の氏名 (6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果 (7) 特定事業に使用される土砂等の量 (8) 特定事業の施工期間 (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画 (10) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置（申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合にあつては、その旨） (11) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（以下この節において「一時堆積事業」という。）である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事項 (2) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置 (3) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造） (4) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量 (5) その他規則で定める事項</p>	<p>(3) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。） (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類 (6) 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類 (7) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第20号）及び当該検査結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。） (8) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書 (9) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 条例第63条第2項の申請は、一時堆積事業許可申請書（様式第21号）により行わなければならない。</p> <p>3 条例第63条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類 (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図 (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第1項第7号に掲げる書類 (4) 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。） (5) その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 第1項第7号の特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあつては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。</p> <p>5 前項の規定による検査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 汚染状況の検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに表土の地質の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。 (2) 汚染状況の検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第5の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。</p>
<p>（市町村長の意見の聴取） 第64条 知事は、第62条第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村の長の生活環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。</p>	
<p>（許可の基準） 第65条 知事は、第62条第1項の許可の申請が第63条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第62条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業を施工する事務所が設置されること。 (2) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること。 (3) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること（当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。） (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 第60条第2項又は第3項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 ロ 第76条（第7号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にお</p>	

<p>いては、当該取消しの処分に係る徳島県行政手続条例(平成7年徳島県条例第48号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)</p> <p>ハ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>2 知事は、第62条第1項の許可の申請が第63条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第62条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業を施工する事務所が設置されること。</p> <p>(2) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること(特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること。)</p> <p>(3) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(4) 申請者が前項第4号イからハマまでのいずれにも該当しないこと。</p>	
<p>(許可の条件)</p> <p>第66条 知事は、生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第62条第1項の許可に条件を付することができる。</p>	
<p>(特定事業の変更の許可)</p> <p>第67条 第62条第1項の許可を受けた者は、第63条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>3 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第42条 条例第67条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>(1) 特定事業区域の面積の増加</p> <p>(2) 特定事業に使用される土砂等の量の増加</p> <p>(3) 特定事業の施工期間の延長</p> <p>2 条例第68条の規定による届出は、特定事業変更届出書(様式第22号)により行わなければならない。</p> <p>3 前項の特定事業変更届出書には、同項の届出が条例第62条第1項の許可を受けた者に係る条例第63条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものである場合にあっては当該許可を受けた者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)を、同項第7号に掲げる事項の変更(第1項第2号に掲げるものを除く。)に係るものである場合にあっては特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書を添付しなければならない。</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第43条 条例第67条第2項の規程による申請は、特定事業変更許可申請書(様式第23号)に、第39条第1項各号及び第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して行わなければならない。</p>
<p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第68条 第62条第1項の許可を受けた者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第69条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものを添付して、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が土壌基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第44条 条例第69条の規定による届出は、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が4千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(様式第24号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第69条の規則で定める当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は当該土砂等に係る売渡若しくは譲渡証明書又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書とし、規則で定める当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限り。)とする。</p> <p>3 前項に規定するの検査の結果を証明する書面を作成するために行う当該土砂等の分析は、別表第5の項目の欄に掲げる</p>

<p>づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が当該採取場から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所（当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取された土砂等である場合であって、この条の規定により知事に対してなされた届出に添付された当該土砂等が当該採取場所から採取されたことを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの写しが添付されたとき。</p> <p>(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めるとき。</p>	<p>項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>4 条例第69条第2号の規則で定める書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証する書面とする。</p>
<p>（着手報告） 第70条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。</p>	<p>（着手報告） 第45条 条例第70条の規定による報告は、特定事業着手報告書（様式第25号）により行わなければならない。</p>
<p>（特定事業に使用された土砂等の量の報告） 第71条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を開始した日から、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業に使用された土砂等の量（当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び排出量）を知事に報告しなければならない。</p>	<p>（土砂等の量の報告） 第46条 条例第71条の規定による報告は、特定事業を開始した日から起算して6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内（特定事業を完了し、又は廃止したときは、条例第74条第1項の規定による届出のとき）に、特定事業場状況報告書（様式第26号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した特定事業区域の写真</p> <p>(2) 土砂等の搬入元に関する書類</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>（水質検査等） 第72条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査（土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、第65条第1項第3号の規定により当該特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置を講ずることが困難であると知事が認めるとき又は気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定事業区域内の土壌検査（土壌の汚染状況についての検査をいう。以下この条において同じ。）を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。</p> <p>2 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壌検査を省略することができる。</p> <p>3 第62条第1項の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>4 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の土壌中に土壌基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。</p>	<p>（水質検査） 第47条 条例第72条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。</p> <p>2 条例第72条第2項の規定による水質検査のための試料の採取に当たっては、知事が指定する職員の立ち会いの下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日において行わなければならない。</p> <p>3 前2項の水質検査は、特定事業区域内の浸透水を採取し、別表第6の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>（土壌検査） 第48条 前条第1項の規定は条例第72条第1項ただし書の規定による土壌検査について、前条第2項の規定は条例第72条第2項の規定による土壌検査のための試料の採取について準用する。</p> <p>2 条例第72条第1項ただし書又は第2項の規定による土壌検査は、別表第5の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>3 前項の土壌検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。</p> <p>（水質検査等の報告） 第49条 条例第72条第3項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質・土壌検査報告書（様式第27号）により行わなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限り。）</p>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="807 215 1107 264">検査の区分</th> <th data-bbox="1114 215 1414 264">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 273 1107 362">条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査</td> <td data-bbox="1114 273 1414 362">特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 371 1107 497">特定事業が一時堆積事業である場合における条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査</td> <td data-bbox="1114 371 1414 497">特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 506 1107 577">条例第72条第2項の規定による水質検査又は土壌検査</td> <td data-bbox="1114 506 1414 577">知事が別に指定する日</td> </tr> </tbody> </table>	検査の区分	提出時期	条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内	特定事業が一時堆積事業である場合における条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内	条例第72条第2項の規定による水質検査又は土壌検査	知事が別に指定する日
検査の区分	提出時期								
条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内								
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内								
条例第72条第2項の規定による水質検査又は土壌検査	知事が別に指定する日								
<p>(標識等の掲示等)</p> <p>第73条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域又はその周辺の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p>	<p>(標識の掲示等)</p> <p>第50条 条例第73条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、縦及び横それぞれ90センチメートル以上の標識により行わなければならない。</p> <p>2 条例第73条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可年月日及びその番号 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業区域の所在地 (4) 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (5) 特定事業を施工する事務所の所在地及び電話番号 (6) 特定事業の施工を管理する者の氏名 (7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあつては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量) (8) 特定事業の施工期間 (9) 特定事業区域の面積 (10) 特定事業区域の見取図 <p>3 条例第73条第2項の規定による境界を明らかにする表示は、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置して行わなければならない。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合にあつては、この限りでない。</p>								
<p>(完了等の届出)</p> <p>第74条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは2月以上休止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による完了の届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定事業区域が第62条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による廃止又は休止の届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による休止の届出をした者は、当該特定事業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(特定事業の完了等の届出)</p> <p>第51条 条例第74条第1項の規定による特定事業の完了又は廃止の届出は、特定事業を完了した場合にあつては完了した日から15日以内に、特定事業を廃止した場合にあつては廃止した日から30日以内に、特定事業完了(廃止)届出書(様式第28号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第74条第1項の規定による特定事業の休止の届出は、特定事業休止(再開)届出書(様式第29号)により行わなければならない。</p> <p>3 条例第74条第5項の規定による届出は、特定事業休止(再開)届出書により行わなければならない。</p>								
<p>(許可に基づく地位の承継)</p> <p>第75条 第62条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲渡し、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があつたときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定</p>	<p>(承継の届出)</p> <p>第52条 条例第75条第2項の規定による届出は、条例第62条第1項の許可を受けた者の地位の承継があつた日から30日以内に、特定事業承継届出書(様式第30号)により行わなければならない。</p>								

<p>したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定事業のすべてを承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第62条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証明する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければなら</p>	
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第76条 知事は、第62条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第60条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第62条第1項の許可又は第67条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第65条第1項第4号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第66条(第67条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(5) 第67条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(6) 第69条から第73条まで又は第78条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前条第1項の規定により第62条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第65条第1項第4号イからハまでのいずれかに該当するときは。</p>	
<p>(措置命令)</p> <p>第77条 削除</p>	
<p>(関係書類の閲覧等)</p> <p>第78条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を施工する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第74条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第76条の規定による第62条第1項の許可の取消しを受けた日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>3 知事は、第62条第1項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第76条の規定による第62条第1項の許可の取消しのあった日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。</p>	
<p>(立入検査等)</p> <p>第79条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 知事は、その職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者の事務所、事業所その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 第143条第2項及び第3項の規定は、前項の立入検査について準用する。</p>	<p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第53条 条例第79条第3項において準用する条例第143条第2項の証明書は、様式第31号によるものとする。</p>
<p>(手数料)</p> <p>第80条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数料を当該許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <p>(1) 第62条第1項の許可 1件につき5万2千円</p> <p>(2) 第67条第1項の許可 1件につき3万3千円</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	

第 81 条から第 140 条まで (略)	第 54 条から第 75 条まで (略)
	<p>第 5 章 雑則 (届出書等の提出部数)</p> <p>第 76 条 条例の規定による届出及び報告は、それぞれの正本にその写し 2 通を添えて行わなければならない。</p>
<p>第 6 章 雑則 (違反者の公表等)</p> <p>第 141 条 知事は、この条例の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第 1 項又は前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令又は勧告を受けた者に対し、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	
第 142 条 (略)	
<p>(立入検査)</p> <p>第 143 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	第 77 条 (略)
<p>(規則への委任)</p> <p>第 144 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第 78 条 この規則に定めるもののほか、生活環境の保全等に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
<p>第 7 章 罰則</p> <p>第 145 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 11 条、第 16 条第 1 項、第 42 条、第 45 条第 1 項、第 55 条第 1 項若しくは第 2 項、第 60 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 76 条の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第 62 条第 1 項の許可を受けた者であつて、第 60 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第 62 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者</p>	
第 146 条から第 148 条まで (略)	
<p>第 149 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 69 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第 71 条又は第 72 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第 72 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を行わなかった者</p> <p>(4) 第 79 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(5) 第 79 条第 2 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	
<p>第 150 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 68 条、第 74 条第 1 項若しくは第 5 項又は第 75 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第 78 条第 2 項の規定に違反した者</p>	
第 151 条から第 153 条まで (略)	
<p>第 154 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 145 条から第 152 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	

<p>第155条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第18条、第47条、第2章第4節から第7節まで、第3章第2節から第5節まで(第101条及び第102条を除く。)、第4章、第139条から第141条まで並びに附則第2項第3号の規定 平成17年10月1日</p> <p>(2) 第3章第1節(第97条第1項を除く。)の規定 平成18年4月1日</p> <p>2から12 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>13から17 (略)</p> <p>18 第2章第5節の規定の施行の際現に特定事業を行っている者は、同節の規定の施行の日から起算して6月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者が、当該期間内に第62条第1項の許可を申請した場合において、当該期間を経過したときは、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>19から22 (略)</p> <p>附 則(平成17年条例第104号) 1、2 (略)</p> <p>附 則(平成18年条例第19号) 1～3 (略)</p> <p>附 則(平成20年条例第44号) 1、5 (略)</p> <p>附 則(平成22年条例第10号) (略)</p> <p>附 則(平成23年条例第28号) (略)</p> <p>附 則(平成29年条例第6号) 1～4 (略)</p> <p>附 則(平成30年条例第14号) (略)</p> <p>附 則(平成31年条例第2号) (略)</p> <p>附 則(令和2年条例第16号) (略)</p> <p>附 則(令和2年条例第36号) (略)</p> <p>附 則(令和3年条例第4号) 1、2 (略)</p> <p>附 則(令和4年条例第2号) 1～7 (略)</p> <p>附 則(令和4年条例第28号) (略)</p> <p>附 則 (令和7年条例第14号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(土砂等の埋立て等に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた徳島県生活環境保全条例第62条第1項の許可の申請であ</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第26条から第76条まで(第67条及び第76条第1項を除く。)の規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>2から4 (略)</p> <p>附 則(平成17年規則第88号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年規則第89号) この規則は、徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例(平成17年徳島県条例第104号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年規則第10号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は平成18年3月31日から、第65条の改正規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年規則第71号) この規則は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年規則第64号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、第37条第1号の改正規定中「日本郵政公社、」を削る部分は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年規則第8号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年規則第5号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年規則第57号) この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年規則第15号) この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第五カドミウムの項の改正規定は、同年七月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成31年規則第37号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年規則第69号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一号の改正規定及び次項の規定は、同年六月一日から施行する。</p> <p>2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により行うことができる同令第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号)第三十五条第二号の喫茶店営業に係る徳島県生活環境保全条例(平成十七年徳島県条例第二十四号)第二百十条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和3年規則第21号)</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則(令和3年規則第38号)</p>
---	---

<p>って、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。</p>
<p>3 次に掲げる特定事業（徳島県生活環境保全条例第二条第十五号に規定する特定事業をいう。以下同じ。）のうち、施行日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたもの以外のものについての改正前の徳島県生活環境保全条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第十四号及び第二章第五節の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 （略）</p> <p>附 則（令和4年規則第10号）</p> <p>1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年規則第21号）</p> <p>1、2 （略）</p>
<p>(1) この条例の施行の際現に徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可を受けている特定事業</p>	<p>附 則（令和6年規則第3号）</p> <p>1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>
<p>(2) 前項に規定する徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請に係る特定事業であって、同項の許可を受けたもの</p>	<p>附 則（令和7年規則第34号）</p> <p>1 この規則は、令和七年三月三十一日から施行する。</p>
<p>4 この条例の施行前にされた改正前の条例第六十一条第二項の規定による命令については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（令和7年規則第41号）</p> <p>1 この規則は、令和七年五月一日から施行する。</p>
<p>5、6（略）</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 次に掲げる特定事業（徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号。以下「条例」という。）第二条第十五号に規定する特定事業をいう。以下同じ。）のうち、この規則の施行の日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたもの以外のものについての改正前の徳島県生活環境保全条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二章第五節、別表第七から別表第九まで及び様式第十九号から様式第二十三号までの規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>一 この規則の施行の際現に条例第六十二条第一項の許可を受けている特定事業</p> <p>二 この規則の施行の日前にされた条例第六十二条第一項の許可の申請のうちこの規則の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものに係る特定事業であって、同項の許可を受けたもの</p> <p>3 （略）</p>

1 土壌基準（別表第5（第35条、第39条、第44条、第48条関係））

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3 - ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
フッ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4 - ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考

- 「検液中に検出されないこと。」とは、次項に規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定方法は、平成3年8月環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について。以下「土壌基準告示」という。）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度との和とする。

2 水質基準（別表第6（第36条、第47条関係））

項目	基準値
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機磷	検出されないこと。
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
フッ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4 - ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考

- 「検出されないこと」とは、第3項から第5項までに規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壤基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 測定方法（有機磷及び銅に係るものを除く。）は、平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 有機磷に係る測定方法は、規格K 0102の4 7.2.1及び7.2.3に定める方法とする。
- 銅に係る測定方法は、規格K 0102の3 11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K 0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K 0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

(様 式)

様式第19号(第39条関係)

(表)

特定事業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

申請者

住所

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の所在地及び面積	所在地	面積 m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり	
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
施工を管理する者の氏名		
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果	別添のとおり	
特定事業に使用される土砂等の量及びその施工期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置(特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合は、当該特定事業の性質及び困難である理由)	別添図面のとおり	

備考

「所在地」の欄には、特定事業区域の所在地を地番まで記載すること。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 5 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権限を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
- 6 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
- 7 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 9 その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙貼付欄

(別紙)

特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂の区分	備考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		

検査試料採取調書

年 月 日

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

採取者

住所

別添の土壌検査結果証明書(水質検査結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発効番号	
検体区分	土砂等(表土・搬入・定期・廃止・完了) 浸透水(定期・廃止・完了)
採取年月日	年 月 日
採取日の天候	
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	

備考

試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

(表)

一時堆積事業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

申請者

住所

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の所在地及び面積	所在地	面積 m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり	
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
施工を管理する者の氏名		
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果 (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)	別添のとおり	
一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量 (1日平均 m ³) 搬出予定量 (1日平均 m ³)	m ³) m ³)
一時堆積事業の施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別添図面のとおり	

備考

「所在地」の欄には、特定事業区域の所在地を地番まで記載すること。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 4 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権限を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
- 5 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
- 6 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
- 7 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、特定事業区域内の表土の汚染状況について、当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 9 その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙貼付欄

特定事業変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
届出者
住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた事項
について変更したので、徳島県生活環境保全条例第 6 8 条の規定により、次
のとおり届け出ます。

変更した事 項の内容	変更後	変更前
変更の理由		
添付書類 1 特定事業の許可を受けた者の氏名、住所を変更する場合にあつては、 住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書) 2 特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の量を減少させるものに限 る)を変更する場合にあつては、土砂等の量を積算した計算書		

様式第 2 3 号(第 4 3 条関係)

(表)

特定事業変更許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

申請者

住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた事項
について変更したいので、徳島県生活環境保全条例第 6 7 条第 2 項の規定に
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号	年 月 日	第 号
変更する事項の内容	変更後	変更前
変更の理由		

(裏)

次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合にあっては、次の書類
 - (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (2) 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
 - (3) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (5) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権限を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
 - (6) 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
 - (7) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したのものに限る。）
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業に限る。）の変更に係る申請の場合にあっては、次の書類
 - (1) 1 (1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる書類
 - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、1 (7)に掲げる書類
 - (4) 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
 - (5) その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙貼付欄

土砂等搬入届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

届出者

住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、徳島県生活環境保全条例第 6 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 m ³ (うち今回の搬入量 m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 1 土砂等に係る売渡若しくは譲渡証明書又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、徳島県生活環境保全条例第 6 9 条各号のいずれかに該当する場合にあつては、これらの書面の添付を省略することができる。 3 徳島県生活環境保全条例第 6 9 条第 2 号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証する書面 4 土砂等の発生場所の位置図及び搬入経路図(仮置きを行う場合は、その場所も記載すること。)	

特定事業着手報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）
報告者
住所

土砂等の埋立等に着手したので、徳島県生活環境保全条例第 7 0 条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日 第 号
特定事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
着手年月日	年 月 日
土砂等搬入届出書の提出年月日	年 月 日

備考

- 1 土砂等の埋立て等に着手した日から起算して 1 0 日以内に報告すること。
- 2 現場事務所及び標識の写真を添付すること。

特定事業状況報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

報告者

住所

徳島県生活環境保全条例第 7 1 条の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日	第 号
特定事業区域の面積（一時堆積事業である場合の実施済面積は、堆積されている面積とする。）	m^2 （うち実施済面積 m^2 ）	
特定事業が一時堆積事業以外の場合にあっては、特定事業に使用された土砂等の量	m^3	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び排出量	搬入量	m^3
	排出量	m^3
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日	

備考

次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 報告に係る期間の最後の日前 1 週間以内に撮影した特定事業区域の写真
- (2) 土砂等の搬入元に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

別紙

採取場所・工事 名等・搬入期間	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合計					

特定事業水質・土壌検査報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

届出者

住所

徳島県生活環境保全条例第 72 条第 3 項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日 第 号
検査の区分	水 質・土 壌
検査試料採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
検査試料採取年月日	年 月 日
検査結果	別添のとおり

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 計量証明における資料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - 一 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
 - 二 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
 - 三 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面

様式第28号(第51条関係)

特定事業完了(廃止)届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

届出者

住所

特定事業を完了した(廃止した)ので、徳島県生活環境保全条例第74条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日 第 号
完了(廃止) 年月日等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了(廃止)年月日 年 月 日
検査希望日	年 月 日

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 特定事業を完了した場合にあっては、完了した日から15日以内に、特定事業を廃止した場合にあっては、廃止した日から30日以内に届け出ること。

様式第29号(第51条関係)

特定事業休止(再開)届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
届出者
住所

特定事業を休止した(休止する・再開する)ので、徳島県生活環境保全条例第74条第1項(第5項)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日	第 号
休止(再開) 年月日等	計画期間 年 月 日～ 休止(再開)年月日 休止期間 年 月 日～	年 月 日 年 月 日 年 月 日
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積		m ²

備考

不要な部分を線で消すこと。

特定事業承継届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
届出者
住所

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第75条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日 第 号
承継前の事業者	住所
	氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付書類 1 地位の承継の事実を証明する書面 2 地位の承継をした者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)	

備考

特定事業の許可を受けた者の地位の承継があつた日から30日以内に届け出ること。

様式第31号(第53条関係)

(表)

← 12センチメートル →	
第 号	
徳島県生活環境保全条例第79条第3項の規定による身分証明書	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生 年 月 日 発行
	徳島県知事 印

↑
8
センチメートル
↓

(裏)

徳島県生活環境保全条例（抜すい）

（立入検査等）

第79条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、その職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者の事務所、事業所その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第143条第2項及び第3項の規定は、前項の立入検査について準用する。

第143条

1 略

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第149条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～三 略

四 第79条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第79条第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

Ⅱ 「徳島県生活環境保全条例」に係る様式集（抜粋）

（趣旨）

この様式集は、徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な様式を取りまとめたものである。

（様式）

規則の施行に関し、必要な様式は次のとおりとする。

1 から 4 （略）

5	規則第39条第1項第5号に係る同意書	-----	様式5号
6	規則第39条第3項第1号に係る同意書	-----	様式6号
7	規則第39条第1項第6号に係る施工同意書	-----	様式7号
8	規則第44条第2項に係る土砂等発生元証明書	-----	様式8号
9	規則第50条に係る標識	-----	様式9号

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないから、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	地積 (登記事項証明書)	利用期間	摘要

また、同意の前提として、次の次項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域及び特定事業に供する施設の所在地及び面積
- 3 特定事業に供する施設の設置計画
- 4 特定事業を施工する事務所の所在地
- 5 特定事業の施工を管理する者の氏名
- 6 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果
- 7 特定事業に使用される土砂等の量
- 8 特定事業の施工期間
- 9 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画
- 10 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置（申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合にあっては、その旨）
- 11 土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する措置命令に関する事項

年 月 日

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） ㊞
土地所有者
住所

特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないから、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	地積 (登記事項証明書)	利用期間	摘要

また、同意の前提として、次の次項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域及び特定事業に供する施設の所在地及び面積
- 3 特定事業に供する施設の設置計画
- 4 特定事業を施工する事務所の所在地
- 5 特定事業の施工を管理する者の氏名
- 6 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- 7 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- 8 特定事業の施工期間
- 9 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画
- 10 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
- 11 土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する措置命令に関する事項

年 月 日

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） ㊞
土地所有者
住所

特定事業区域内施工同意書

次の土地における特定事業（一時堆積事業）許可申請者（ ）の施工に係る特定事業（一時堆積事業）については、異議がないから、その施工に同意します。

また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、 年 月 日に特定事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名） ㊞

権利者

住所

所在及び地番	地目	地積 (登記事項証明書)	権利の種類	施工期間	摘要

備考

- 「権利の種類」欄には、賃借権、地上権その他開発行為の妨げとなる権利を記載すること。
- 共有の場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

土砂等発生元証明書

年 月 日

徳島県知事 殿

責任者氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

発生元事業者

住所

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合には、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	
	工事施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事に係る土砂等発生量		m^3 (うち処分契約量 m^3)
今回の証明に係る土砂等の量		m^3 (4,000 m^3 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果証明書の有無		有 ・ 無
発生土砂等の区分		1 - (1) 、 1 - (2) 、 2
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		

様式第9号(第50条関係)

← 90cm以上 →	
土砂等の埋立て等に関する標識	
許可番号等	年 月 日 第 号
許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業の目的	
特定事業区域の所在地	
特定事業を行う者の 氏名又は名称、住所 及び電話番号並びに 法人にあっては、そ の代表者の氏名	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
特定事業の施工を管 理する事務所の所在 地及び電話番号	所在地
	電話番号
特定事業の施工期間	着手年月日 年 月 日
	完了(予定)年月日 年 月 日
特定事業区域の面積	m ² 特定事業区域の見取図
特定事業に使用され る土砂等の採取場所 及び搬入予定量(一 時堆積事業にあって は、土砂等の搬入予 定量及び搬出予定量)	
施行を管理する責任 者の氏名	

○ 特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

令和7年5月1日から適用

第1 趣旨

この審査基準は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第5条の規定に基づき、申請により求められた徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）第62条に規定する特定事業の許可をするかどうかを、判断するために必要な事項を定めるものとする。

第2 一般基準

次の各号に適合し、特定事業が適正かつ確実に行われるものであること。また、生活環境の保全や周辺の住民の生活の安全に配慮されたものであると認められること。

I 事業計画の確実性・妥当性

1 計画内容の具体性

特定事業に関する事業計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、申請に係る特定事業を遅滞なく行うと認められること。

2 特定事業の施工に対する同意

特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る土地について、施工の妨げとなる権利を有する者全員の事業の施工に対する同意を得ているか又は得ることが確実であること。

3 関係法令等の許認可等

特定事業の施工に当たり、関係する法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか、又は受けることが確実であること。

4 申請者の信用及び資力

- (1) 申請者が、事業の経歴、法人の登記事項証明書・定款等により特定事業ができると認められること。
- (2) 申請者が、残高証明、融資証明等により、特定事業に関する事業を行うのに必要な資金力を有していると認められること。
- (3) 資金の調達が自己資金、借入金以外の方法で行われる場合にあつては、用地費及び防災施設等土砂等の埋立て等を行うまでに必要な準備経費と同程度の金額について、資金の証明がなされていること。

5 計画の期間

特定事業に関する事業計画が大規模であり、長期にわたるものについては、全体計画との関連を明らかにした上で、最長3年以内の許可申請であること。

II 周辺の生活環境の保全、住民の生活の安全への配慮

1 公共施設・店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅等の近接地で特定事業を行う場合には、土砂等の埋立て等の施工及び運搬車両の通行に伴う生活環境への支障（騒音、振動、粉じん等）に配慮し、必要な措置が講じられていること。

2 特定事業区域内で、休日・夜間等における事故を防止するための措置が必要に応じて講じられていること。

3 特定事業区域及び特定事業に供する施設が、他人の土地との境界に接する場合には、必要に応じて隣接地及びその境界を保全するための措置が講じられていること。

第3 条例第65条関係

次の各号に全て適合していると認められること。

I 条例第65条第1項（特定事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
ただし、特定事業区域内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること。
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること（当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講じることが困難であると知事が認める場合を除く。）。
- 4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 条例第60条第2項若しくは第3項又は条例第76条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者・・・①
 - (2) 条例第76条の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る徳島県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。⑬において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。
ただし、申請者が条例第76条第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。・・・②
 - (3) 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として次に掲げる者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・③
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・④
 - ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者・・・⑤
 - ニ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者・・・⑥
 - ホ 条例第76条の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者・・・⑦
 - ヘ 土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①及び⑦を除く。）・・・⑧
 - ト 土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者・・・⑨
 - チ その他特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる①から⑨と同程度以上の理由がある者・・・⑩

- リ 未成年者である場合においては、その法定代理人が①から⑩までのいずれかに該当する者
・・・⑪
- ヌ 法人である場合においては、その役員又は使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの・・・⑫
- ル 個人である場合においては、使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの・・・⑬
- ヲ 申請者を除く次に掲げる者のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの
- a 申請者と会社法（平成17年法律第86号）上の親会社又は子会社の関係にある法人
 - b 申請者（法人にあってはその代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
 - c 申請者（法人にあってはその代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
- 注1 ⑥は、平成17年10月1日以降に行われた許可の取り消しについて適用し、⑧又は⑨は、特定事業の許可申請時の状態が⑧又は⑨の状態にある場合に適用する。
- 注2 ⑫及び⑬の使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- a 本店又は支店（商人以外の者には、主たる事務所又は従たる事務所）
 - b aに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

II 条例第65条第2項（一時堆積事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
ただし、特定事業区域内又は同一市町村内に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること）。
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が講じられていること。
- 4 申請者が第3のIの4の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。

別記 1

土壌基準（別表第5（第35条、第39条、第44条、第48条関係））

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1, 2 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3 - ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
フ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4 - ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備考

- 「検液中に検出されないこと。」とは、次項に規定する方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定方法は、平成3年8月環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について。以下「土壌基準告示」という。）別表測定方法の欄に掲げる方法とする。
- 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度との和とする。

別記 2

表土について土壌検査をする必要がない場合

- 1 採石法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採石跡地で土砂等の埋立て等を行う場合で、地盤が岩盤である場合の表土の土壌検査
- 2 砂利採取法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採取跡地である場合の表土の土壌検査
- 3 特定事業区域の表土がコンクリート等で被覆されている場合の表土の土壌検査
- 4 その他知事が表土について土壌検査をする必要がないと認めた場合